

地域クラブの活動を支援します — 公共施設使用料の負担軽減制度 —



制度の概要

新潟市では、地域クラブ活動の円滑な実施と中学生の活動機会を確保することを目的として、一定の要件を満たすクラブに対し、中学校の公共施設使用料の支援を開始します。

地域クラブ活動は、中学校施設での活動を中心としていますが、利用できない場合もあります。そのような場合でも活動を継続できるよう、中学校の部活動と同等の負担軽減を図ります。

公共施設を利用

下記の対象クラブが所定の手続き
⇒使用料負担が軽減(減免)
※スポーツ施設は使用料が1/2に

さらに

中学校が利用できない場合
⇒残りの額を補助金で支援
(使用料負担なし)



《参考》中学校を利用

・ジュニア専用枠利用
・学校開放利用
⇒使用料負担なし



対象となるクラブ

次の要件を全て満たすクラブ

1. 「新潟市中学生のための地域クラブ活動団体リスト」へ掲載すること
2. 役員、指導者、事務局員を除く構成員が**中学生のみ**であること



団体リストはこちら↑

制度の期間

令和9年3月31日で終了します

※令和9年4月1日以降については、部活動地域展開の状況などを踏まえ、検討していきます。

注意事項

1. 対象施設の予約可能期間、減免率、料金の取扱いは施設毎に異なります。詳しくはこちら→
※**スポーツ施設**の予約可能期間は利用日の**7日前**からです。
減免率は**1/2** 料金の取扱いは**使用料**が対象で冷暖房・照明などの設備は対象外です。
2. 減免の対象は各クラブの「**通常練習**」のみです(大会、コンクール、体験会などの催しは対象外)
3. 証明書を提示できない場合は減免できません。



減免

(1) 証明書の交付

市教育委員会が表面の「対象となるクラブ」要件を審査し、対象クラブへ証明書を発行



(2) 施設の予約

電話または施設の窓口で予約
予約の際は、クラブ名と証明書に記載の番号を必ず申告



(3) 施設の利用、施設の窓口で手続き

1. クラブ代表者名で利用申請書・減免申請書を提出
2. 交付された証明書を提示
3. 減免された料金を支払い、領収書受領



補助金

※下記のいずれかの理由を満たす場合のみ対象※

(4) 補助金の手続き

(1)から(3)の減免の手続きを踏んだ上で、
次のいずれかの理由が当てはまる場合、補助金の申請ができます
(理由)

- ①ジュニア専用枠の調整又は学校開放の抽選の結果、利用枠を確保できず、当初申請の利用希望と同一の曜日及び時間に、公共施設を利用した場合
→該当する地域クラブへは学校支援課より連絡します。
- ②ジュニア専用枠や学校開放の利用枠が学校の工事で利用できず、そのジュニア専用枠等の利用予定と同一の曜日及び時間に、公共施設を利用した場合
→該当となった地域クラブは、学校支援課へご連絡ください。

(主な流れ)

- ①補助金実績報告書と領収書等を指定の期限までに市教育委員会に提出
- ②地域クラブへ補助金交付

お問い合わせ先

【スポーツ施設・減免に関すること】

市文化スポーツ部スポーツ振興課 電話 025-226-2595

【文化施設・減免に関すること】

市文化スポーツ部文化政策課 電話 025-226-2623

【証明書発行・補助金に関すること】

市教育委員会 学校支援課 地域クラブ活動推進室 電話 025-226-3221

【施設の予約・利用に関すること】

各施設へお問い合わせ下さい